# Ⅲ どのように対応するのですか。

## 1 新行財政改革大綱の改定と取り組みの強化

このような状況の中、平成17年3月には、新行財政改革大綱(平成14年度策定)を見直し、将来にわたり必要な行政サービスの水準を確保できるよう、行財政改革の取り組みをさらに加速し、持続可能な財政基盤の確立に向け、歳入・歳出全般にわたる見直しと業務の効率化に努めることとしました。

## 2 財政の健全化維持に向けた基本方針

改定した新行財政改革大綱では、財政の健全性維持に向けた基本方針として以下の 2 点を掲げました。

#### 県債残高の抑制

臨時財政対策債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制

### 基金残高の確保

減債基金等の取り崩しを極力抑制し、今後の公債費負担の増などに対応できる基金残高 を確保

## 3 職員費の抑制

職員数については、平成15年度から平成24年度までの削減数(知事部局)を400人程度から450人程度に拡大するとともに、前期の削減人数を200人程度から300人程度に前倒しすることとしました。このため、平成17年度は67人を削減しました。

また、給料・諸手当等については、

- ・ 知事などの特別職の給与等の減額措置の延長、期末手当の10%減額、退職手当の見直し
- ・ 一般職員の管理職手当の10%減額、初任給の引下げ、特殊勤務手当・農林漁業改良普及手当 の見直し

を実施するなど、職員費の抑制を図っています。

## 知事部局職員数の推移

平成14年度	<sup>2</sup> 成14年度 平成15年度			平成16年度			平成17年度		
		対前年度 増減		対前年度 増減	対平成14 年度増減		対前年度 増減	対平成14 年度増減	
4,079人	4,021人	58人	3,939人	82人	140人	3,872人	67人	207人	

#### 4 投資的経費の抑制と公債費の平準化

投資的経費については、地域経済や雇用情勢にも配慮しつつ、標準財政規模に対する割合を全国平均を目途に順次抑制することとしました。このため、平成17年度当初予算では、対前年度比11.9%の減となりました。

このような状況の中でも、地域の実情に応じた本県独自の整備基準(ローカルルール)を積極的

に活用するなど様々な工夫を凝らし、必要な事業量を確保するとともに「選択と集中」の考え方に基づき、福祉・教育施設整備や道路の舗装・補修など県民生活に密着した社会資本整備と災害対策など必要度、緊急度の高い事業への重点化を図りました。

これからは、「ハードからソフトへの転換」を念頭に、これまで整備された社会資本を活用した 地域の活性化などを推進する必要があると考えています。

また、公債費については、繰上償還の実施や償還期間の延長などによる平準化を図ることとし、平成15年度に引き続き平成16年度も70億円の繰上償還を実施しました。

この結果、平成15年度末の県債残高は、実質交付税である臨時財政対策債を除き、昭和50年度以来28年ぶりに前年度に比して減少し、平成16年度も2年連続で減少させることができました。現時点では、平成17年度末においても臨時財政対策債を除く県債残高は減少する見込みです。

#### 5 その他の見直し

このほかにも、歳入、歳出や業務体制などの更なる見直しを図っています。

#### - 歳入の確保

- ・ 滞納整理目標額の設定、市町村が徴収していた個人県民税の県による直接徴収の実施などによる る県税の滞納整理の促進及び振替依頼書の一斉送付による自動車税の口座振替率の向上
- ・ 中小企業高度化資金等の滞納整理の促進
- ・ 県が保有する遊休資産の処分促進
- ・ 宝くじの販売促進 など

## - 業務体制の見直しと歳出の抑制

- ・ 医療費などの抑制に向けた健康づくり施策の充実や社会保障制度改革に対応した県の独自施 策の見直しによる扶助費の抑制
- ・ 自治振興資金の新規貸付枠の抑制
- ・ 給与・旅費事務等の内部管理事務の集約化(事務センター化)
- ・ 外部専門家の活用による情報システム導入運用の円滑化
- ・ 公園や県営住宅などの公の施設への指定管理者制度の導入
- ・ 隣接施設との管理業務の一括化、業務の民間委託の推進 など

#### - 公社・外郭団体等の見直し

- ・ のと鉄道(能登線の廃止(バスへの転換)による運行区間の縮小)
- ・ 林業公社(高金利借入金の繰上償還、分収比率の見直し)
- ・ 住宅供給公社(分譲価格の見直し、宅地販売の民間委託)
- ・ 金沢競馬のあり方検討(委員会の設置) など

## ((コラム)) ローカルルールの拡充~「SAVE」計画の推進

厳しい財政状況の中、より効率的で効果的な公共事業を推進するため、平成16年度に導入した地域の実情に応じた本県独自の整備基準(ローカルルール)を拡充し、平成17年度は「SAVE」計画を策定しました。

#### 「SAVE」計画の概要

- 1 安全·安心·····Security
  - 平成17年度は水害・地震対策に重点化し、県民の安全・安心の確保を図ります。 防災情報の提供や緊急輸送道路の早期確保対策(落橋防止対策)など
- 2 利用·活用······Application

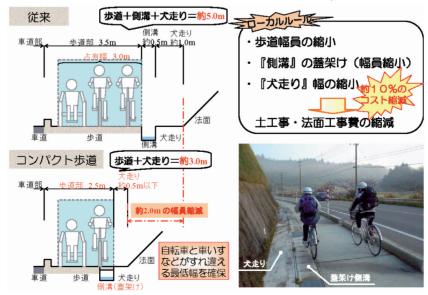
既存施設の利活用や完成時期の前倒しにより、早期の効果発現を図ります。 道路の長寿命化、残事業が少ない箇所への集中投資による早期完成

- 3 評価······Value
  - 公共事業評価システムにより効果の高い事業を優先的に実施します。 事前評価 再評価 事後評価を推進し、効果的な事業執行及び透明性を向上
- 4 効果······Effect

地域の実情に合ったローカルルールを拡充し、効率的かつ効果的な事業執行を図ります。 これまでのローカルルールの拡大・・・1.5車線的道路整備、現道活用型道路整備 新しいローカルルールの導入・・・ほっと安心歩行空間整備(利用状況に合わせた幅員の縮小など) ハーフ街路(片側歩道の先行整備による早期効果発現)、

ハーノ街路(片側歩道の先行整備による早期効果発現)、 スマート堰堤(施工箇所の条件に応じた勾配で施工)、 段階的河川改修(暫定整備による早期効果発現)、 道路法面ライフサイクルコストの縮減(法面のコンクリート 化による維持管理経費の削減)

(新しいローカルルールの例・・・ほっと安心歩行空間整備によるコンパクト歩道)



# ((コラム)) 「三位一体の改革」について

## 1 「三位一体の改革」とは?

平成16年度から平成18年度までの間に

国庫補助負担金の改革(概ね4兆円程度の国庫補助負担金を廃止・縮減)

税源移譲( に見合った税源を基幹税で移譲)

地方交付税の改革(地方交付税の算定の簡素化と透明性の向上を図るとともに、地方交付税への依存を低下)

を同時一体で改革しようとするもので、国から地方へ権限とともに財源を移譲し、地方自治体が自らの自立と責任の下で施策選択の自由度を高めることにより、住民に身近なところで住民ニーズを的確に反映し、全国一律ではなく地域の実情にあった施策を実行できるようにする、我が国の内政構造の改革ともいえるものです。

## 2 これまでの改革の内容と評価

平成16年度に行われた改革は、1兆276億円の国庫補助負担金が削減されたものの、税源移譲されたのは4,507億円(税源移譲予定特例交付金、所得譲与税)しかなく、また、このほかに地方交付税が実質交付税である臨時財政対策債を含めて2.9兆円、突如として一方的に削減され、地方財政に大きな打撃を与えました。

平成17年度及び平成18年度の改革については、昨年8月、地方六団体が3.2兆円の国庫補助負担金を廃止し、3兆円の税源移譲を求める提案を行い、政府において検討が進められましたが、

地方が強く求めていた義務教育費国庫負担金の廃止については、暫定的措置とされ、具体的な検討が平成17年度に先送りされたこと

地方が全く求めていなかった国民健康保険国庫負担金の一部が地方へ移管されたことその他、地方が求めていたほとんどの改革項目が見送られたこと

など、多くの課題を先送りした極めて不十分なものと評価しています。

平成17年度の改革

・税源移譲に結びつく 国庫補助負担金の改革 1兆1,239億円 税源移譲額(税源移譲予定特例交付金、 所得譲与税)1兆1,160億円

- ・国庫補助負担金のスリム化 3,011億円
- ・国庫補助負担金の交付金化 3.430億円

#### 3 今後整理すべき課題

今後は、まずは、平成17年度に積み残された課題を整理する必要があります。 その主なものは、次のとおりです。

義務教育費国庫負担金の取扱い

義務教育は自治事務であり、国が制度の根幹を決定し、具体の取り組みは地方に任せることにより、地域間の切磋琢磨が促され、教育の質の向上が図られると考えられることから、国庫負担金制度を廃止し、税源移譲すべきものと考えています。

## 生活保護費国庫負担金の取扱い

生活保護は法定受託事務であり、国民の生存にかかわるナショナルミニマムを確保するため、全国一律に生活保護費を給付すべきであり、国の責任において、現行どおりの国庫 負担金制度で実施すべきものと考えています。

## 建設国債が財源である施設費の取扱い

建設国債が財源であってもその償還は税で賄われることから、施設費は、その他の国庫補助負担金と同様に廃止し、税源移譲することにより、より住民ニーズに即した整備ができるようになると考えています。

このほか、昨年8月の地方六団体の提案にもあるとおり、平成19年度以降も第2期改革を進めていく必要があると考えています。